

苫小牧市建設工事等に係る指名通知方法、設計図書の開覧方法等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事等（苫小牧市入札指名委員会規程（昭和53年訓令第4号）第4条第1項の規定により工事等入札指名委員会が所管する工事等及び一般競争入札により契約相手を決定する工事をいう。以下同じ。）の入札又は随意契約における指名の方法及び入札通知書、設計図書等、一般競争入札参加申請書、入札説明書その他入札又は随意契約に必要な書類（以下「入札通知書等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(指名通知等の方法)

第2条 指名競争入札及び随意契約において、入札への参加又は見積書の提出を指名した業者（以下「指名業者等」という。）への通知は、電子入札システムにて行うものとする。ただし、電子入札システムに対応していない業者への通知は、指名業者等があらかじめ指定した事務所へ入札通知書又は見積通知書を送付することによって行うものとする。

2 入札通知書又は見積通知書の送付は、建設工事等1件ごとに行うものとする。

(設計図書等の配布)

第3条 設計図書等の配布は、指名業者等が電子調達ポータル及び市ホームページから設計図書等をダウンロードすることにより行うものとする。

2 一般競争入札に係る設計図書等の配布は、入札に参加しようとする者が、前項の例によりダウンロードするものとする。

(その他)

第4条 前各条によることが適当でないと認めるときは、財政部行財政改革推進室契約担当課長は、指名の通知、設計図書等の配布等について、他の方法によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行し、同年3月1日以後に工事等入札指名委員会に付議する工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。